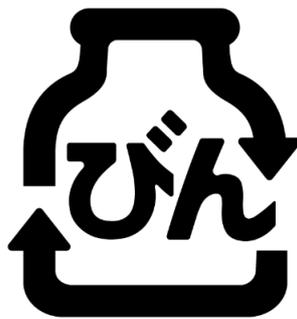


「(自主認定) ガラスびんリサイクルマーク」制定のお知らせ

日本山村硝子株式会社（本社：兵庫県尼崎市、代表取締役 社長執行役員：山村昇 以下、当社）が加盟する日本ガラスびん協会（東京都新宿区、会長：野口信吾）では、2025年3月25日に「(自主認定) ガラスびんリサイクルマーク」を制定し運用を開始しました。

当社では「(自主認定) ガラスびんリサイクルマーク」の運用を通して、「びん to びん」水平リサイクルのさらなる推進とリサイクル率向上による、循環型社会への貢献を目指してまいります。



(シンボルマーク)

■ 「(自主認定) ガラスびんリサイクルマーク」とは

「ガラスびんリサイクルマーク」は、何度でも水平リサイクルが可能な「ソーダ石灰ガラス」であるとともに、「再生原料（カレット）」を利用して製造されたガラスびんであることを表します。

包装容器の分別収集・リサイクルの推進を目的とした素材を識別する表示マーク								
	プラ	紙	ガラス	PET	スチール缶	アルミ缶	紙パック	段ボール
再商品化義務	○	○	○	○	×	×	×	×
識別表示義務 (指定表示製品)	○	○	×	○	○	○	×	×
			自主認定				自主認定	自主認定
識別表示マーク等								

(日本ガラスびん協会作成 「ガラスびんリサイクルマーク」運用マニュアルより抜粋)

ガラスびんは「容器包装リサイクル法」で定められた「再商品化義務」のある容器です。

ガラスびんは「資源有効利用促進法」で指定された「指定表示製品」ではありませんが、消費者の分別排出をわかりやすくすることで、「びん to びん」水平リサイクルのさらなる推進とリサイクル率向上による循環型社会への貢献を目指し、新たに「ガラスびんリサイクルマーク」を定めました。

ガラスびん入り製品を製造販売される事業者の皆さまにおかれましては、ぜひ「ガラスびんリサイクルマーク」のラベル等への表示にご協力ください。「ガラスびんリサイクルマーク」を表示することで、「再生原料を利用しているガラスびん」「何度でもびんにリサイクルできるガラスびん」の理解促進と、水平リサイクルの促進が期待できます。

消費者の皆さまにおかれましては、「ガラスびんリサイクルマーク」のあるガラスびんはリサイクルできますので、お住まいの自治体のルールに従って分別排出してください。「ガラスびんリサイクルマーク」の表示がないガラスびんでも、「表示可能なガラスびん（下記参照）」であれば再商品化義務の対象容器包装であり、リサイクルが可能です。分別排出にご協力ください。

■「(自主認定) ガラスびんリサイクルマーク」の表示対象容器

【表示可能なガラスびん】

- ・ ガラスの組成が「ソーダ石灰ガラス」のガラスびんであること。
- ・ 国内で製造・販売されるガラスびんであること。
- ・ 国内での販売・利用を目的に輸入されるガラスびん入り製品であること。
- ・ 「ワンウェイびん」もしくはリユースが可能な「リターナブルびん」であること。

【表示できないガラス製品】

- ・ 陶磁器など、ガラスびん以外の製品。
- ・ コップや花瓶など、ガラスびん以外のガラス製品。
- ・ 耐熱ガラスやクリスタルガラスなど、組成の異なるガラス製品および乳白色のびん。

■「運用マニュアル」等のダウンロードとお問い合わせについて

「(自主認定) ガラスびんリサイクルマーク」の詳細は、日本ガラスびん協会 Web サイトをご覧ください。下記の素材もダウンロードが可能です。

- ・ 「ガラスびんリサイクルマーク」運用マニュアル
- ・ 「ガラスびんリサイクルマーク」Q&A 集
- ・ 「ガラスびんリサイクルマーク」清刷り（版下データ）



日本ガラスびん協会 Web サイト <https://glassbottle.org/mark/recyclemark>

■本件に関するお問い合わせ先

日本山村硝子株式会社 ガラスびんカンパニー 業務戦略本部 マーケティング部

TEL : 03-3349-7230

または Web サイト内お問い合わせフォーム (<https://www.yamamura.co.jp/inquiry/>)